

第97回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時

開催場所 ホテル・ヘリテージ飯能sta. 6階
ヘリテージホール

埼玉県飯能市仲町11番21号

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主の皆様への安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場をお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。（株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株 主 各 位

証券コード 6844

2021年6月8日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 **鈴木 吉憲**

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様の安全・安心のため、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所	埼玉県飯能市仲町11番21号 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール
3 目的事項	報告事項 1. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	次頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネットによる開示について	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shindengen.co.jp/ir/）に記載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。 ① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」 従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

本年は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。（株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。(本年度は、書面およびインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨いたします。)



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX年XX月XX日

高票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

電子サイン XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

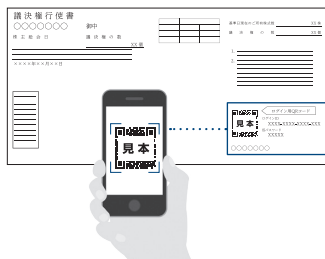
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

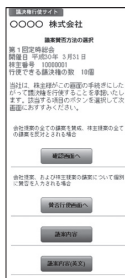
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



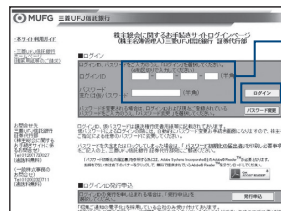
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

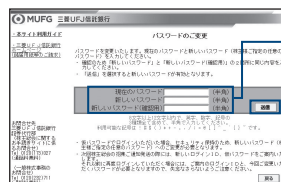
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
地震等の自然災害や不測の事態に備え、機動的な株主総会運営を図るため、株主総会の招集地を限定する現行定款第19条の2（招集地の記載）を削除するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 株 主 総 会	第4章 株 主 総 会
(招 集) 第19条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招 集) 第19条 （現行どおり）
<u>2 株主総会は、本店所在地または埼玉県飯能市において開催する。</u>	（削 除）

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位および担当	属 性
1	すず き 鈴木	よしのり 吉憲	代表取締役社長	再 任
2	ね ぎ し 根岸	やす み 康美	取締役 兼 専務執行役員 コーポレート部門統括	再 任
3	ほりぐち 堀口	けんじ 健治	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進室担当	再 任
4	た な か 田中	のぶよし 信吉	取締役 兼 常務執行役員 販売部門統括 兼 CSR室長	再 任
5	やま だ 山田	いちろう 一郎	取締役	再 任 社 外 独 立
6	は し も と 橋元	ひでゆき 秀行	取締役	再 任 社 外 独 立
再 任	再任取締役候補者		社 外 社外取締役候補者	独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当

1982年 4 月	当社入社	2009年 2 月	執行役員
1996年 3 月	シンデンゲン・シンガポール・ピー ティーイー・リミテッド取締役社長		経営企画室長
1999年 4 月	電子デバイス事業本部半導体事業 部デバイス海外営業部長	2009年 6 月	取締役兼執行役員 経営企画室長
2000年 4 月	電子デバイス事業本部販売事業部 デバイス海外営業部長	2012年 6 月	取締役兼執行役員 海外販売・共通販売担当
2002年 4 月	電子デバイス事業本部販売事業部 営業企画部長	2013年 4 月	取締役兼執行役員 営業本部長
2003年 4 月	営業本部民生電子販売事業部第 2 営業部長	2013年 6 月	取締役兼執行役員 販売・電装事業担当
2005年 4 月	営業本部共通販売統括室大阪支店 長	2014年 6 月	取締役兼上席執行役員 販売・電装事業担当
2006年 4 月	電子デバイス営業本部共通販売事 業部大阪支店長	2015年 4 月	取締役兼上席執行役員 新電元デバイス販売(株)代表取締役 社長
2007年 4 月	電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	2015年 6 月	取締役兼上席執行役員 事業構造改革担当兼新電元デバイ ス販売(株)代表取締役社長
2008年 6 月	執行役員 電子デバイス事業本部副本部長兼 電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	2016年 4 月	代表取締役社長（現）

重要な兼職

該当なし

選任理由

鈴木吉憲氏は、長年にわたり国内外の営業部門を牽引し、豊富なビジネス経験と実績を有しております。また、経営企画室長、取締役兼執行役員を経て、2016年4月より代表取締役社長を務め、経営の指揮、監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

鈴木吉憲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1982年 4 月	当社入社	2016年 4 月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼経理・管理部門担当
2004年11月	経理部長	2017年 4 月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
2009年 2 月	人事部長	2018年 4 月	取締役兼専務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
2009年 4 月	人事部長兼研修センター長	2020年 4 月	取締役兼専務執行役員（現） コーポレート部門統括（現）
2012年 6 月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・研修センター担当		
2012年10月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当		
2015年 6 月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当		
2015年 7 月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当 兼新電元エンタープライズ(株)代表 取締役社長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

根岸康美氏は、長年にわたり管理部門を主導し、経理、人事、総務、経営企画など幅広い業務経験と深い知識を有しております。また、2012年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

根岸康美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1983年 4 月	当社入社	2013年 6 月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
2000年 4 月	機能デバイス事業本部機能デバイス事業部デバイス設計部長	2014年 6 月	取締役兼執行役員 技術開発センター長兼技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
2003年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部副事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	2015年 6 月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質担当
2005年 4 月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	2016年 4 月	取締役兼上席執行役員 技術・生産・品質担当
2006年 4 月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	2017年 4 月	取締役兼上席執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
2008年 4 月	技術開発本部 I C 開発センター長	2018年 4 月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
2009年 4 月	技術開発センター副センター長	2019年 4 月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・磁性部品担当
2010年 6 月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長	2020年 4 月	取締役兼常務執行役員 工場長兼磁性部品・環境・ISO推進室担当
2012年 6 月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト担当	2020年11月	取締役兼常務執行役員 (現) 工場長兼磁性部品・環境安全・ISO推進室担当 (現)
2013年 3 月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト長兼 S P I S プロジェクト担当		
2013年 4 月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、2013年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1985年4月	当社入社	2017年4月	上席執行役員
2006年10月	経営企画室 企画部長		営業本部長兼EVP室担当
2010年4月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室管理部長	2017年6月	取締役兼上席執行役員
2010年7月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長		営業本部長兼EVP室担当
2011年6月	執行役員	2018年4月	取締役兼常務執行役員
	電子デバイス事業本部長		営業本部長兼EVP室担当
2015年6月	執行役員	2020年4月	取締役兼常務執行役員（現）
	電子デバイス事業本部長兼営業本部長		販売部門統括兼CSR室長（現）
2016年4月	上席執行役員		
	電子デバイス事業本部長兼営業本部長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上に欠かすことができないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1974年 4 月	日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所入社	2000年 7 月	同社N T T生活環境研究所長
1985年 9 月	工学博士（東京大学）	2002年 7 月	東京大学大学院工学系研究科教授
1993年 1 月	日本電信電話（株）総合企画本部・技術調査部担当部長（技術支援部門長）	2009年 5 月	同大学副学長（環境安全担当）
		2012年 4 月	同大学大学院新領域創成科学研究科教授
1995年 2 月	同社N T T境界領域研究所通信エネルギー研究部長	2014年 6 月	当社社外取締役（現）
		2015年 6 月	東京大学名誉教授（現）
1999年 1 月	同社N T T通信エネルギー研究所エネルギーシステム研究部長	2019年 6 月	㈱ミマキエンジニアリング社外取締役（現）

重要な兼職

東京大学名誉教授、㈱ミマキエンジニアリング社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

山田一郎氏は、大学教授として様々な要職を歴任しており、専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、山田一郎氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

また、山田一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

山田一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は山田一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

略歴、地位、担当

1991年10月	中央新光監査法人入所	2014年 6 月	東陽監査法人 代表社員（現）
1995年 4 月	公認会計士登録	2015年 6 月	当社社外取締役（現）
2000年 1 月	橋元公認会計士事務所開設	2019年10月	㈱シルバーライフ社外取締役（監査等委員）（現）
2000年 4 月	税理士登録		
2007年 5 月	東陽監査法人入所		

重要な兼職

公認会計士、税理士、㈱シルバーライフ社外取締役（監査等委員）

選任理由および期待される役割の概要

橋元秀行氏は、公認会計士および税理士として、専門的な知識や豊富な経験を有しており、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。

なお、橋元秀行氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

また、橋元秀行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

橋元秀行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は橋元秀行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役藤巻真人氏が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化および充実を図るため1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役の候補者は次のとおりであります。

1	二瓶 晴郷 (1957年8月30日生)	新任	社外	独立	所有する当社株式数 0株
略歴、地位					
1980年4月	(株)第一勧業銀行入行	2014年4月	みずほ総合研究所(株)取締役副社長		
2006年3月	(株)みずほコーポレート銀行台北支店長	2016年6月	川崎汽船(株)常勤監査役		
2008年4月	同行執行役員台北支店長	2017年6月	同社専務執行役員		
2009年4月	同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長	2018年6月	同社代表取締役兼専務執行役員		
2010年4月	同行常務執行役員営業担当役員	2020年4月	同社取締役		
2011年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員				
重要な兼職					
該当なし					
選任理由					
二瓶晴郷氏は、他社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。					
特別の利害関係					
二瓶晴郷氏と当社との間には特別の利害関係はありません。					
責任限定契約について					
二瓶晴郷氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。					

2 辻 さちえ (戸籍名：上田 さちえ)
(1972年4月23日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式数
0株

略歴、地位

1996年10月	監査法人トーマツ入所	2017年6月	(株)シーボン監査役(現)
1999年4月	公認会計士登録	2021年3月	SBSホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)(現)
2015年7月	(株)エスプラス代表取締役(現) 辻さちえ公認会計士事務所所長(現)		
2016年6月	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事(現)		

重要な兼職

公認会計士
(株)エスプラス 代表取締役
(株)シーボン 監査役
SBSホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)

選任理由

辻さちえ氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有しており、内部統制、内部監査、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験等を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

また、辻さちえ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

辻さちえ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

辻さちえ氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める常勤監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ちば しょうじ
千葉 昌治 (1965年6月25日生)

所有する当社株式数
1,637株

略歴、地位

1988年4月 当社入社
2010年4月 経営企画室 企画部長
2014年4月 経理部長

2020年4月 執行役員（現）
総務部長兼法務部長（現）

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が制限され、2009年リーマンショック以来のマイナス成長となりました。海外においては、感染再拡大への警戒感が続くなか、ワクチン接種が効果をみせ始めた国がある一方、新規感染者の増加によって規制が続く地域もあり、限定的な回復にとどまりました。

当社は第15次中期経営計画で掲げる「持続的成長に向けた製品戦略の加速」の方針に沿って事業を展開しており、車載用電子部品の規格に準拠した製品ラインナップの拡充をはじめ、環境対応車向けのDC/DCコンバータや、EV用急速充電器など、中長期的な成長に向けた製品開発の強化を進めています。なお、当社グループは市場環境の変動に左右されない収益構造を構築するために、開発・生産体制の見直しや不採算製品の整理、人員の適正化など事業構造改革を進めております。

このようななか、当連結会計年度では、売上高は80,437百万円（前期比13.5%減）、営業損失は1,080百万円（前期は1,757百万円の利益）、経常損失は1,164百万円（前期は1,598百万円の利益）、事業構造改革に関する特別損失を計上したこと等で親会社株主に帰属する当期純損失は5,561百万円（前期は4,156百万円の損失）となりました。

なお当期の配当につきましては、事業構造改革に注力し財務体質の強化を図るため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様への利益還元は、経営としての重要課題の一つと位置付けております。当社グループ一丸となり収益改善に向けた取組みを進めてまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は29,213百万円（前期比5.7%減）、営業利益は85百万円（前期は241百万円の損失）となりました。

主力の自動車市場や家電市場は、期後半にかけて回復したものの、期初の生産調整等の影響が大きく、事業全体では減収となりました。損益面においては、減収の影響があったものの、経費圧縮や原価低減活動など減収影響の挽回に努め、黒字を確保しました。

【電装事業】

電装事業の売上高は41,630百万円（前期比19.4%減）、営業利益は2,195百万円（前期比63.5%減）となりました。

二輪向け製品は、インドはロックダウンによる操業停止の危機的状況から急回復し、持ち直した一方、主力のインドネシアでは経済活動の制限が続くなど、回復に勢いがみられませんでした。四輪向け製品は期後半にかけて回復したものの全体では低調に推移し、事業全体で減収となりました。損益面においては、減収の影響が大きく減益となりました。

【エネルギーシステム事業】

エネルギーシステム事業の売上高は8,763百万円（前期比6.8%減）、営業利益は603百万円（前期は141百万円の損失）となりました。

通信向け製品は、5Gインフラの導入などが進んだことを受け堅調に推移した一方、その他の製品が減少したことで、全体としては減収となりました。損益面においては、通信向けが堅調だったことや、不採算製品の整理などの効果で、黒字転換いたしました。

【その他】

その他の売上高は829百万円（前期比11.0%減）、営業利益は23百万円（前期比13.7%増）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、朝霞事業所の建設資金としてシンジケートローンによる借入金5,000百万円、当社グループの所要資金として長期借入金および社債の発行により12,000百万円の資金調達を実施いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な経営環境悪化に備えて調達した短期借入金17,500百万円は同年度内に返済しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は11,820百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、朝霞事業所建設費用の一部が計上されたことにくわえ、デバイス事業および電装事業において生産設備増強や維持更新投資を実施したことなどによるものであります

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別		第95期 2017年度	第96期 2018年度	第97期 2019年度	第98期 (当連結会計年度) 2020年度
売 上 高	百万円	92,177	94,703	92,965	80,437
経常利益又は経常損失 (△)	百万円	7,164	5,980	1,598	△1,164
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	百万円	5,293	3,876	△4,156	△5,561
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	円	513.91	376.41	△403.48	△539.73
総 資 産	百万円	133,706	128,669	121,560	127,806
純 資 産	百万円	59,169	59,470	53,211	49,413

(注) 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第95期(2017年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 権 比 議 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新電元エンタープライズ株式会社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス
新 電 元 ス リ ー イ ー 株 式 会 社	25 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新電元熊本テクノリサーチ株式会社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 製 造
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	303,150 百万 IDR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	1,390 百万 INR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	151,456 百万 VND	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司	48,200 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	102,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
新 電 元 （ 上 海 ） 電 器 有 限 公 司	33,153 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新 電 元 （ 香 港 ） 有 限 公 司	1,500 千 HKD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・ユーケー・リミテッド	141 千 EUR	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、低炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

② 経営環境及び対処すべき課題等

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が制限され、先行き不透明な状況が続き、2009年リーマンショック以来のマイナス成長となりました。海外においては、感染再拡大への警戒感が続くなかワクチン接種が効果をみせ始めた国がある一方、新規感染者の増加によって規制が続く地域もあり、限定的な回復にとどまりました。当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が当面継続し、予断を許さない状況が続くとみていますが、長期的には自動車の電装化や、環境規制の強化などにより、モビリティ市場を中心に需要が拡大していくと見込んでおります。

当社グループは、2019年度から2021年度までの3ヶ年を期間とする「第15次中期経営計画」を策定いたしました。

経営方針としては、「持続的成長に向けた製品戦略の加速」を掲げ、主要テーマを以下の通りとすることで2021年度までの3ヶ年に留まらず、さらに先を見据えた構想といたしました。

- ・主力製品の競争力強化
- ・伸長事業の発展
- ・10年先を見据えた次世代製品への取り組み

そのほか、モビリティ、産業機器、エネルギー、ヘルスケアの4つを重点市場と位置付けておりますが、そのなかでもモビリティ市場について、より一層の注力をしてまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大により、外出自粛やロックダウン等の活動制限が広がり、事業環境が悪化したことで、収益が急激に減退しました。

このような環境下、市場環境の変動に左右されない収益構造を追求し、経営基盤を強固なものとするために、「事業構造改革」を進めております。

経営方針の実現に向けては、全体最適を見据えた生産性の向上、事業シナジーおよび外部リソースの有効活用などにより、主力製品の競争力強化と伸長事業の発展に努めてまいります。そのほか、10年先を見据えた次世代製品への布石として、アライアンスの活用のほか、既存事業の枠組みにとらわれない新たな仕組みづくりを進めてまいります。また、2021年4月開業の朝霞事業所において、事業の継続性確保と運営効率の向上を図り、さらにはガバナンスやリスクマネジメントの強化、働き方改革などの環境整備にも取り組んでまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行することで、企業価値の向上ひいては株主の皆さま共同の利益に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、サイダック、パワーMOSFET、パワーIC、パワーモジュール
電装	二輪車用ECU、二輪車用レギュレータ/レクチファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC/DCコンバータ、四輪車用ECU、発電機用インバータ
エネルギーシステム	通信機器用電源装置、EV/PHEV用充電器、太陽光発電用パワーコンディショナ
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国 内	大阪支店 (大阪府大阪市) 名古屋支店 (愛知県名古屋市) 飯能工場 (埼玉県飯能市)
	海 外	ソウル営業所 (大韓民国)
子 会 社	国 内	株式会社秋田新電元 (秋田県由利本荘市) 株式会社東根新電元 (山形県東根市) 株式会社岡部新電元 (埼玉県深谷市) 新電元エンタープライズ株式会社 (埼玉県飯能市) 新電元スリーイー株式会社 (埼玉県飯能市) 新電元熊本テクノロジー株式会社 (熊本県菊池郡菊陽町)
	海 外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド (タイ王国) シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション (フィリピン共和国) ピーティー・シンデンゲン・インドネシア (インドネシア共和国) シンデンゲン・インドニア・プライベート・リミテッド (インド共和国) シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド (ベトナム社会主義共和国) 広州新電元電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン (タイランド) カンパニー・リミテッド (タイ王国) 新電元 (上海) 電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド (米国) 新電元 (香港) 有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・ユーケー・リミテッド (英国) シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド (シンガポール共和国)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
5,101名	106名減

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
960名	52名減	42.70歳	17.60年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,250
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,725

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日付で埼玉県朝霞市に朝霞事業所を開業しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	6,235名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
④ 大株主 (上位10名)		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	1,336千株	12.97%
中 央 不 動 産 株 式 会 社	680	6.60
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	555	5.39
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	356	3.46
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	348	3.39
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	325	3.16
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	280	2.72
BNYMSANV AS AGENT/CL IENTS LUX UCITS NON T R E A T Y 1	272	2.64
新 電 元 工 業 会 協 力 会 社 持 株 会	254	2.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	208	2.03

(注) 1. 持株比率は自己株式 (普通株式33,380株) を控除して計算しております。

(注) 2. 中央不動産株式会社は、2021年4月1日より日本土地建物株式会社と合併し、中央日本土地建物株式会社に商号変更しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取 (社 外 取 締 役 を 除 く)	当社普通株式 4,227株	4名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 位 置	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鈴 木 吉 憲	
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	根 岸 康 美	コーポレート部門統括
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	堀 口 健 治	工場長 兼 磁性部品・環境安全・ＩＳＯ推進室担当
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	田 中 信 吉	販売部門統括 兼 ＣＳＲ室長
取 締 役	山 田 一 郎	東京大学名誉教授 (株)ミマキエンジニアリング 社外取締役
取 締 役	橋 元 秀 行	公認会計士、税理士 (株)シルバーライフ 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役 監 査 役	肥 後 良 明 藤 巻 真 人	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士 山洋電気株式会社 社外取締役 旭有機材株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社タダノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田一郎および取締役橋元秀行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤巻真人および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田一郎氏、取締役橋元秀行氏、および監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤巻真人氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 下記のとおり、当事業年度中に取締役の地位および担当等の異動を行っております。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
堀 口 健 治	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 磁性部品・環境・ＩＳＯ推進室担当	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 磁性部品・環境安全・ＩＳＯ推進室担当	2020年11月1日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲
当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

(2)保険契約の内容の概要
被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、非保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

③ 取締役および監査役の報酬等
(1)当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動等報酬	非金銭等報酬	
取締役 (うち社外取締役)	83百万円 (14)	78百万円 (14)	－ (－)	5百万円 (－)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	38 (15)	38 (15)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	122 (30)	117 (30)	－ (－)	5百万円 (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額5百万円（取締役（社外取締役を除く）4名5百万円）であります。
3. 2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・ 監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 1名 6百万円）

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議について、取締役の金銭報酬の限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。監査役の金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額600万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を含む）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成し、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と年度業績に応じた役員賞与（業績連動報酬）等で構成する。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績を反映した金銭報酬とし、業績不振の場合には報酬カットを実施し、業績が好調の場合には役員賞与（業績連動報酬）を支給する等、業績に連動した形で運用する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で決議された上限額（年額60百万円以内）の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、報酬の一部を譲渡制限付株式として付与するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、決定するものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受ける（再一任）ものとする。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役山田一郎氏は、株式会社ミマキエンジニアリングの社外取締役を兼務しております。株式会社ミマキエンジニアリングと当社との間には、取引関係はございません。

取締役橋元秀行氏は、株式会社シルバーライフの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。株式会社シルバーライフと当社との間には、取引関係はございません。

監査役三宅雄一郎氏は、山洋電気株式会社の社外取締役、旭有機材株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社タダノの社外監査役を兼務しております。山洋電気株式会社と当社との間には製品販売等の取引関係がございます。旭有機材株式会社および株式会社タダノの両社と当社の間には、取引関係はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は12回開催され、取締役山田一郎氏が12回、取締役橋元秀行氏が12回出席し、それぞれ専門的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役藤巻真人氏が12回、監査役三宅雄一郎氏が12回出席し、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は11回開催され、監査役藤巻真人氏が11回、監査役三宅雄一郎氏が11回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田一郎氏および橋元秀行氏、監査役藤巻真人氏および三宅雄一郎氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名 称	当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	当 社 お よ び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額
EY新日本有限責任監査法人	57百万円	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意志決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
- (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
- (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
- (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
 - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
 - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意志決定及び監督機能に注力します。
 - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
 - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
- 監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動について
は監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
 - (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意志疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
 - (4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
 - (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。
- (6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況**
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。
1. 内部統制システムについて
コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会および関連規定を整備し、コンプライアンス違反の予防、違反発生時の対処手順を定義しております。

2. リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、動向を注視し、情報の収集と状況の把握につとめています。当社従業員ならびに関係者各位の安全・健康確保を最優先にテレワークの導入や安全衛生管理の徹底など、感染拡大防止に向けた取組みも実施しております。

3. 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

4. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を书面決議を含めて14回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

5. 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を11回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、環境変化の激しいパワーエレクトロニクス業界のなかでも、持続的に成長していくことに主眼をおき、2021年度までの中期経営計画の方針として『持続的成長に向けた製品戦略の加速』を掲げました。

当方針のもと、主要テーマを以下の通りとすることで2021年度までの3ヶ年に留まらず、さらに先を見据えた施策を実行に移し、持続的に成長する価値ある企業を目指してまいります。

- ①主力製品の競争力強化
- ②伸長事業の発展
- ③10年先を見据えた次世代製品への取り組み

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

そして、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、一部の文言を修正した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト

(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	127,806	(負 債 の 部)	78,393
流 動 資 産	74,273	流 動 負 債	31,670
現 金 及 び 預 金	26,646	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,443
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	18,589	短 期 借 入 金	5,125
商 品 及 び 製 品	7,593	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,525
仕 掛 品	4,500	リ ー ス 債 務	464
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,976	未 払 法 人 税 等	48
そ の 他	5,989	賞 与 引 当 金	763
貸 倒 引 当 金	△21	そ の 他	9,301
固 定 資 産	53,532	固 定 負 債	46,722
有 形 固 定 資 産	36,090	社 債	5,300
建 物 及 び 構 築 物	6,594	長 期 借 入 金	25,075
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,596	リ ー ス 債 務	1,065
土 地	4,535	繰 延 税 金 負 債	406
リ ー ス 資 産	1,237	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,760
建 設 仮 勘 定	13,217	製 品 保 証 引 当 金	1,897
そ の 他	1,909	資 産 除 去 債 務	170
無 形 固 定 資 産	956	そ の 他	47
ソ フ ト ウ エ ア	648	(純 資 産 の 部)	49,413
リ ー ス 資 産	13	株 主 資 本	49,478
そ の 他	294	資 本 金	17,823
投 資 そ の 他 の 資 産	16,485	資 本 剰 余 金	7,731
投 資 有 価 証 券	15,370	利 益 剰 余 金	24,046
繰 延 税 金 資 産	334	自 己 株 式	△122
そ の 他	829	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△65
貸 倒 引 当 金	△48	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,897
資 産 合 計	127,806	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,678
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△284
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	127,806

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	80,437
売上原価	69,017
売上総利益	11,419
販売費及び一般管理費	12,499
営業損失	1,080
営業外収益	
受取利息	79
受取配当金	326
雑収益	428
営業外費用	
支払利息	216
雑損失	702
経常損失	919
特別利益	1,164
投資有価証券売却益	333
固定資産売却益	2
特別損失	
減損損失	1,586
移転関連費用	1,025
特別退職金	901
固定資産売却損	368
新型コロナウイルス感染症による損失	147
関係会社株式評価損	99
関係会社支援損	77
投資有価証券評価損	41
税金等調整前当期純損失	4,248
法人税、住民税及び事業税	533
法人税等調整額	△49
当期純損失	5,561
親会社株主に帰属する当期純損失	5,561

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	17,823	7,738	30,251	△137	55,675
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△643		△643
親会社株主に帰属する 当期純損失			△5,561		△5,561
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△6		15	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△6	△6,205	14	△6,197
当 期 末 残 高	17,823	7,731	24,046	△122	49,478

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 整 係 累 調 額	そ の 他 の 利 益 包 括 額 合 計	
当 期 首 残 高	792	△1,759	△1,496	△2,463	53,211
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△643
親会社株主に帰属する 当期純損失					△5,561
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,105	△918	1,212	2,398	2,398
当 期 変 動 額 合 計	2,105	△918	1,212	2,398	△3,798
当 期 末 残 高	2,897	△2,678	△284	△65	49,413

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	111,345	(負債の部)	72,415
流動資産	69,105	流動負債	31,288
現金及び預金	17,693	支払手形	31
受取金	276	電子記録債権	2,715
電子記録	2,396	買掛金	6,848
売掛金	19,766	短期借入金	5,125
製成品	4,160	1年内償還予定の社債	1,525
半製品	493	未払金	3,784
材料	4,046	未払費用	412
仕掛金	619	前受金	43
前払費用	153	預り金	4,700
関係会社短期貸付金	6,093	設備関係支払手形	2
未収金	9,671	賞与引当金	378
未収消費税	30	リース負債	173
未収倒引当金	3,699	その他	5,547
	8		
	△3		
固定資産	42,239	固定負債	41,127
有形固定資産	17,053	社債	5,300
建物	900	長期借入金	25,075
構築物	153	退職給付引当金	8,339
機械及び運搬設備	1,016	製品保証引当金	1,897
車両	4	資産除去債務	69
工具	547	リース負債	439
土工	1,478	その他	6
建物	532		
無形固定資産	12,419	(純資産の部)	38,930
電線	689	株主資本	36,032
ソリ	18	資本金	17,823
その他	391	資本剰余金	7,731
投資	13	資本準備金	6,031
関係会社	265	その他資本剰余金	1,700
投資	24,496	利益剰余金	10,600
関係会社	12,039	その他利益剰余金	10,600
関係会社	9,623	繰越利益剰余金	10,600
関係会社	0	自己株式	△122
関係会社	1,791	評価・換算差額等	2,897
関係会社	508	その他有価証券評価差額金	2,897
関係会社	577		
関係会社	△43		
資産合計	111,345	負債及び純資産合計	111,345

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	68,742
売 上 原 価	62,130
売 上 総 利 益	6,612
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,122
営 業 損 失	2,510
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,231
雑 収 益	1,040
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	219
雑 損 失	727
経 常 利 益	2,815
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	333
固 定 資 産 売 却 益	54
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,449
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,191
移 転 関 連 費 用	1,014
関 係 会 社 支 援 損	667
特 別 退 職 金	372
固 定 資 産 売 却 損	293
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41
税 引 前 当 期 純 損 失	1,827
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237
法 人 税 等 調 整 額	△1,831
当 期 純 損 失	234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	17,823	6,031	1,706	7,738	11,478	11,478	△137	36,902
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△643	△643		△643
当 期 純 損 失					△234	△234		△234
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6			15	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△6	△6	△878	△878	14	△869
当 期 末 残 高	17,823	6,031	1,700	7,731	10,600	10,600	△122	36,032

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	792	37,694
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△643
当 期 純 損 失		△234
自己株式の取得		△1
自己株式の処分		9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,105	2,105
当 期 変 動 額 合 計	2,105	1,235
当 期 末 残 高	2,897	38,930

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、インターネット等を経由した手段も活用しながら、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 良 明 ㊞

監 査 役 藤 巻 真 人 ㊞

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ㊞

(注) 監査役藤巻真人及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

会場

埼玉県飯能市仲町11番21号

ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール

電話 042-975-1313

交通

西武池袋線 飯能駅(北口)下車……………徒歩1分

西武池袋線
JR八高線

東飯能駅(西口)下車……………徒歩10分



ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた
見やすいデザインの文字を
採用しています。

